

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年9月13日(火)
会議時間 9時58分開会 10時40分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 中島里司
副委員長 : 安田 薫
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、西山輝和
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学
- 5 説明員 副町長 : 金田正樹、
総務課長 小笠原清隆、総務課長補佐 本田雅彦、行政管理係主任 川口二郎
- 6 議 件
(1) 平成28年 第4回定例会の運営について
① 予定議案等(町・議会)の内容確認及び審査方法

② 会期日程予定

③ 陳情・請願・意見書について

(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

(3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 : 9 : 58】

委員長 : (中島里司) おはようございます。前回ご協力いただき、今日まで議会運営委員会の開催を延期した。災害復旧の真ただ中であり、形勢が落ち着いたとは言えないが、議会として定例会がスムーズに運営できるようご審議いただきたい。

(1) 平成 28 年第 4 回定例会の運営について

① 予定議案等 (町・議会) の内容確認及び審査方法

委員長 : はじめに、執行側から提出予定議案の説明を受けたい。

副町長 : (金田正樹) 9 月定例会の提出予定議案について説明する。

まずはじめに、今日の服装をお許しいただきたい。

報告は 2 件予定している。

報告第 1 号・第 2 号は例年報告している地方財政健全化法の規定に基づく報告。

報告第 1 号として健全化判断比率。第 2 号として資金不足比率。これらについて算定表並びに監査委員の意見書等を添付して報告する。

議案第 59 号・第 60 号はいずれも一般会計補正予算の専決処分。

この 2 件の補正は今回被害の大きかった台風 10 号の前の 7 号・9 号・11 号による被害の復旧費用。8 月 18 日付で補正第 4 号、8 月 23 日付で補正第 5 号として合わせて 2,613 万 9 千円の補正を編成した。ただ、工事完了前に次の台風が来て、同じところも被害を受けたので精査することになる。

議案第 61 号は今回の台風 10 号に対する一般会計補正予算の第 6 号。8 月 30 日付専決処分。14 款が予備費となっているが、その次に第 15 款災害費を新設して、応急費・救助費・復旧費などを計上。大きく分けて避難所や事務関係で 3,000 万円、その他に建設土木関係で 1 億円、農地整備関係で 1 億円、公共施設関係で 2,000 万円、水道関係で繰出金 3,000 万円、合わせて 2 億 8 千万円の専決処分の予算を編成しているが補助金等が決定になっていない。現在、どの程度の補助が対応されるのか、これから工事費も含めて積算となるが、この専決処分時では基金を取り崩して予算編成をしている。

議案第 62 号は水道事業会計補正予算第 2 号、8 月 30 日付の専決処分。水道関係の取水施設、導水施設、配水施設の応急復旧費の工事費として 3,000 万円の補正予算を編成したもの。

平成 27 年度の決算認定について、認定第 1 号の一般会計から、認定第 7 号の西十勝消防組合一般会計までの 7 会計について審議願う。

第 7 号の西十勝消防組合一般会計の決算については、28 年度よりとちかち広域消防

事務組合によって共同処理をされているが、消防団に関する事務についてはそれぞれの町村に継承されており、消防団に関する分だけ町村での審議となる。決算書は1冊になっているが、そのうち消防団についての事務のみ審議願う。

水道・下水道の両会計については、地方公営企業法に基づき議案第63号、64号、未処分利益剰余金処分について審議願う。なお、決算の認定上、認定審議前にこの案件について審議願いたい。

条例の関係については一部改正を3件予定している。議案第65号の町税条例、第66号の国保税条例、この一部改正については、いずれも外国人等に対する所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことによる改正。議案第67号については平成20年より行っている、町内事業者への運転資金借入に対する利子補給を更に1年間延長するもの。

議案第68号から議案第73号までは、平成28年度一般会計以下5会計の補正予算。

一般会計の歳入では税の賦課決定に伴い、個人町民税で5,600万円、固定資産で1,200万円の増となる。普通交付税においては交付額の決定に伴い、1億6千万円強の増となる。前年度決算に伴う繰越金が9,049万5千円、こういったものが歳入の主なもの。

歳出においては、第一保育所の入所児童増加に対応するため、午睡室、遊戯室等の改修、更に備品購入費等で497万1千円の増額、下佐幌運動公園の管理用芝刈機が使用不能になったことから298万円の増額、国保の賦課決定に伴う繰出金2,570万円の減額、これが一般会計の主な補正内容である。

歳入歳出差引で2億3千万円が出る。これについては公共施設建設等基金に積立てを行う予定で進めている。

国保・後期高齢者・介護保険の3特別会計については、27年度の繰越額確定に伴う変更が主な内容となっている。

水道・下水道事業会計については、事業費確定に伴うものが主。

議案第74号は熊牛辺地について、明渠排水、改良整備に辺地対策事業債を活用することから、辺地総合整備計画の策定について議決を求めるもの。

議案第75号は人事案件について、人権擁護委員の1名が12月末で任期満了を迎えることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、再任について意見を求めるもの。

行政報告は2件を予定している。1件目は「農作物の生育状況について」。今回9月1日に予定していた合同作況調査はできなかったが、前日に関係者により調査を行っている。今月15日にも行う予定なので、その結果を報告する予定。

2件目は「台風による被害状況とその対応について」。先の台風の被害も含めて報告する。

以上が今の段階で確定している案件であるが、数件、追加提案を予定している。

工事請負関係であり資料に載せていないが、御影の集落排水処理施設電気設備工事については、既に補助の内示が来ており、明日入札を行う予定。落札の場合には予定価格が5,000万円を超えることになるので、仮契約を行い、議決をいただいて本契約となる。もう1件は、7月12日に開催した臨時会で議決いただいた新錦橋の橋梁修繕工事について、来年1月20日までの工期で始まったところであったが崩落してしまった。契約解除、一部工事が始まっていたことから保証の関係も出てくるかと思う。現在、上部機関に取扱いについて問い合わせしているところ。議会の議決が必要な場合も想定されるのでよろしくお願ひしたい。

以上が9月定例会の主な議案だが、新たな議案が出てくるかと思われる。その都度委員長や議長に相談して進めさせていただく。よろしくお願ひ申し上げる。

委員長：次に、議会の提出分について事務局長から説明願う。

佐藤局長：委員会報告は両常任委員会から所管事務調査の報告がされる予定。

所管事務等調査の申し出は両常任委員会と議会運営委員会から申し出が予定されている。

陳情・請願・意見書等について、1点目は「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」であり、道議長会から意見書提出の要請が来ている。2点目は、「平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書」で、十勝議長会で案が作成されたので取扱いについて協議願う。

議員派遣については、10月31日に幕別町で開催される十勝町村議会議員研修会への派遣について決定願う。

その他で、9月定例会の一般質問の際に清水町議友会で傍聴したいという話がある。議会関係については以上。

委員長：委員から質問・意見を受ける。はじめに、執行側に対して何かあるか。

(なしの声あり)

議会に対してはほかに聞く機会があるが、この場で何かあるか。

(なしの声あり)

私の方から1点だけ。新錦橋の工事請負の件で、道や国に聞いていると思うが、答えはまだ出ていないのか。施工したと思われる部分と未施工部分と、賠償とか保証とかは伴わないと思うが、その辺を聞いた上で、議会に報告すると理解してよいか。

副町長：議会の議決を得た工事については、解除をするにしても設定価格が変わるにしても議会の議決が必要ではないか。一部分工事が始まっていた部分の支出はしなければならぬと思うが、それが保証になるか、どういう提案になるかわからない。契約解除の案件と支出の部分は出てくると思う。議会前までにははっきりするので、結論を出していきたいと思っている。

委員長：審議方法について確認する。決算、条例の一部改正、補正予算、一般議案は今ま

でと同様に本会議場での審議としたいが、異議あるか。

(なしの声あり)

本会議審議とする。

②会期日程予定

委員長：次に会期について確認したい。執行側に伺うが、条例の一部改正及び補正予算等の議件について、日程的に何かあれば発言をしていただきたい。

副町長：要望として話をさせていただく。補正予算については事業の執行上、初日に審議をお願いしたい。水道関係の未処分利益剰余金の処分についても決算日程の関係上、認定審議の前に審議をお願いしたい。工事請負関係を追加議案で出す予定をしているが、これについても事業の執行上、初日に議決をいただきたい。

委員長：副町長から日程等の要望があった。それらを含めて町提出、議会提出の議案を考慮した現状での概ねの日程について、事務局長から説明願う。

佐藤局長：9月定例会の予定について説明する。事前に執行側とも協議して、通常の定例会と同じような日程で組んでも構わないということで、委員長とも協議した。会期初日の9月27日については、議運の委員長報告、行政報告、専決処分4件、報告議案2件、平成28年度一般会計以下6会計の補正予算、企業会計の未処分利益剰余金の処分2件、追加議案の工事請負契約締結について考えている。議会関係については各常任委員会の報告を初日に行っていただきたい。

開会日翌日の9月28日は休会。

一般質問については9月29日と30日の2日間を予定。

10月1日と2日は土日なので休会。

平成27年度の決算認定の審議は10月3日と4日の2日間を予定している。10月5日については予備日として休会。

10月6日を最終日にして残りの議案、条例の一部改正3件、辺地計画の策定、人事案件1件、議会関係では意見書、所管事務調査等の申し出、議員派遣の決定を審議して閉会してはどうかと考えている。

先ほど執行側から話があった新錦橋の関係については、議案の内容が固まり次第、入れたいと思っている。

委員長：日程等について意見はあるか。

(なしの声あり)

それでは、開会日を9月27日、閉会日を10月6日にしたいと思うがよいか。

(よろしいとの声あり)

最終決定は一般質問の通告を受けた後、9月20日の議会運営委員会で日程を決定したいと思う。

③陳情・請願意見書について

委員長：次に、陳情・請願・意見書について諮る。お手元には北海道町村議会議長会から意見書についてということで文書の写しを配付している。これについて、どのような取扱いにしたらよいか意見をいただきたい。事務局長から説明する。

佐藤局長：議長会からの意見書要請については、これまでも所管の常任委員会で協議していただくことになっているので、産業厚生常任委員会で協議していただきたい。

委員長：林業・木材産業に関する意見書については所管の委員会で協議することによろしいか。

(よろしいとの声あり)

産業厚生常任委員会で協議ということで決定する。

次に、「平成28年8月の連続4台風による災害対策に関する意見書」の案が十勝町村議会議長会から来ている。これについての取扱いを諮るが、事務局長から説明願う。

佐藤局長：これは十勝町村議会議長会からの要請ではない。あくまでも参考までに意見書案を作ったということで送付がされた。内容については両委員会に関わる内容であり、清水町においては特に被害が大きいのので、この内容どおりでなくてもいいと思うが、意見書については議会として対応してはどうかと思う。その取扱いについて議運の中で協議していただきたい。

委員長：お手元にある意見書案の記の部分に6つ書いてある。これをひな形にして、それぞれの町で被害状況と照らし合わせ、意見書として提出すべきと決定がされれば、どちらの常任委員会で協議すべきとはこの場では絞りきれない。皆さんも意見書は出す必要があるという認識だと思うが、出す必要はないという意見があれば先に意見をいただきたい。

出し方は別として出す必要はあると思う。どういう形で協議して意見書を提出したらいいかということ諮る。

安田委員：どちらの委員会でもないということになれば、全員か議会運営委員会かのどちらかになるのか。

委員長：全員ということはどういう捉え方をしたらよいか。事務局長。

佐藤局長：両委員会合同でということか。合同だと全員が賛成者になるということ。そうすると議案として本会議で審議して採決する形になるので、全員が賛成者になるのはどうなのかなという気がする。

委員長：休憩する。

【休憩 10：28】

【再開 10：29】

委員長：再開する。意見案について休憩中に議長から助言をいただいた。両常任委員会に関わることについては議会運営委員会で意見を取りまとめ、全員協議会そして議会に意見書を提出していくことが望ましいとのことであった。その旨をお諮りするがいかがか。

（よろしいとの声あり）

それでは、平成28年8月連続4台風による災害対策に関する意見書についての審査等については当議会運営委員会で協議することに決定する。

ここで、執行側に退席してもらうが、特に意見があれば承る。

副町長：1、2点お願い申し上げる。行政報告はまとまっていない状況。今日、議案を発送する予定で進めているが、行政報告は発送できない。でき次第送りたいと考えているが、最悪、開会日当日に配付させていただく。あらかじめご了承ください。

もう1点、例年のことであるが、決算審査の関係で質問によっては課長職以外の説明員の出席も許可願いたい。

また、災害の状況については前回、全員協議会で9月4日までの分を説明させていただいたが、徐々に色々な被害がわかってきているので、議会開会前にお知らせしたい。議長と相談して検討させていただきたい。

委員長：委員から何かあるか。

（なしの声あり）

では、執行側に退席願う。休憩する。

【執行側退席】

【休憩 10：33】

【再開 10：33】

委員長：再開する。

(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：議会報告会と町民との意見交換会について、手元の資料をご覧いただきたい。事務局から説明願う。

佐藤局長：質疑・意見・提言等については議運含め3委員会でそれぞれ調査・検討をしていただいた。総務文教・産業厚生両委員会においては昨年、執行側に伝えた項目についてもそれぞれ検証していただいた。その結果をまとめたものをお手元に配付している。議運で確認していただき、全員協議会で報告していきたい。

委員長：ご意見をいただきたい。何かあるか。調査検討結果はこれでよろしいか。

（よろしいとの声あり）

議会報告会と町民との意見交換会についてを終わる。

(3) その他

委員長：その他で事務局長から。

佐藤局長：その他で1件協議してもらいたい。議会におけるクールビズの取り組みについて、6月から9月までの取り組みとなっている。今回9月定例会の日程がずれたことで10月に入るので、取扱いを協議していただきたい。もう1点、対策本部がまだ設置されており、現場に行くこともあるので説明員の作業服での出席についても配慮していただきたく、その辺も合わせて協議していただきたい。

委員長：クールビズの件については9月定例ということで、継続してクールビズ対応ということにしていきたいがいかがか。

(よろしいとの声あり)

異議なしと認める。

次に、執行側の服装について、災害対応ということを踏まえ、速やかな対応が求められているので、対応しやすい服装を理解したいと思うがよろしいか。

(よろしいとの声あり)

その任にあたっているものについては作業服でも本会議に出席可能ということにしたいが、異議はあるか。

(なしの声あり)

事務局から他に何かあるか。

佐藤局長：先ほど副町長から災害の状況について再度全員協議会で報告するという話があったが、今のところ16日の午前10時からを予定している。正式決定になれば連絡する。

委員長：全員協議会について、16日午前10時に予定しているとのこと。その他委員の方から特に何かあるか。

(なしの声あり)

それでは、本日の議会運営委員会を閉じる。

【閉会 10 : 40】